

様式第３

様式第４

文書番号

令和　年　月　日

請　　　求　　　書

官署支出官

　文部科学省大臣官房会計課長　殿

名　　　　称

代表者役職名

代表者氏名

下記のとおり、請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| **委託事業名または補助金等名** |  |
| **契約額または交付決定額**（金額を変更した場合は変更後の金額を記載） | **円** |
| **請求額** | **円** |

【本件の担当部署・担当者・連絡先】

（担当部署・担当者）

（電話及びメール）

様式第５

補助金支払計画書（第　回）

文書番号

令和　年　月　日

令和　年　月　日現在

団体名

代表者職名・氏名

補助事業名

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 交付決定額 | 変更承認済額 | 支払実績又は予定額 | 計 | 前回までの概算払額 | 今回概算払額 | 備考 |
| 第１四半期 | 第２四半期 | 第３四半期 | 第４四半期 |
| ４月 | ５月 | ６月 | 計 | ７月 | ８月 | ９月 | 計 | 10月 | 11月 | 12月 | 計 | １月 | ２月 | ３月 | 計 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

【本件の担当部署・担当者・連絡先】

（担当部署・担当者）

（電話及びメール）

様式第６

文書番号

令和　年　月　日

文部科学大臣　　殿

団体名

代表者職名・氏名

令和　　年度ユネスコ活動費代表団体変更届

　　令和　　年度ユネスコ活動費補助事業について、代表団体に変更事項がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1．補助事業の名称

2．代表団体の変更事項

変更前

変更後

3．変更が生じた日

4．変更理由

【本件の担当部署・担当者・連絡先】

（担当部署・担当者）

（電話及びメール）

様式第７

人件費補足資料

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 給与支給対象期間 | 給与 | 法定福利費（事業主負担分） |
| 支給額 | 左の内訳 | 事業主　負担分合計 | 社会保険料  | 左の内訳 | 労働保険料 | 左の内訳 |
| 基本給 | 通勤手当 | 時間外手当 | その他手当 | 健康保険 | 介護保険 | 厚生年金保険 | 児童手当拠出金 | 雇用保険 | 労災保険 |
|  |  | 　　 |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  | 　　　 |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 合計 | － |  |  |  |  |  | 　 |  |  |  |  |  |  |  |  |

※諸謝金の支払対象者毎に、その支払年月日順に給与の額及びその給与に付随して負担した保険料等の額を記載すること。

【本件の担当部署・担当者・連絡先】

（担当部署・担当者）

（電話及びメール）

様式第８

コンソーシアム構成団体リスト（令和　　年度）

補助事業名

実施機関名

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体名 | 所属等 | 事業項目 | 実施内容 | 実施期間 | 他の資金 | 備考 |
| コンソーシアム加盟年月 | コンソーシアム脱退年月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※実施団体に所属し補助事業に参加した者を記載すること。

※事業項目は事業計画書の事業項目で設定した番号等を記載すること。

※本補助事業で人件費が支出されかつ他の外部資金等を獲得し、その事業等の活動を行った者には「他の資金」欄に○を付すこと。

【本件の担当部署・担当者・連絡先】

（担当部署・担当者）

（電話及びメール）

様式第９

事業協力者リスト（令和　　年度）

補助事業名

実施団体名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 所属 | 事業項目 | 実施内容 |
| 所属機関 | 部門 | 役職 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※コンソーシアム外の団体に所属し補助事業に協力した者を記載すること。（外部講師や企業等）

※事業項目は事業計画書の事業項目で設定した番号等を記載すること。

【本件の担当部署・担当者・連絡先】

（担当部署・担当者）

（電話及びメール）

様式第10

文書番号

令和　年　月　日

文部科学大臣　　殿

団体名

代表者職名・氏名

令和　　年度ユネスコ活動費補助金収益報告書

　　令和　　年度ユネスコ活動費補助事業について、補助事業の完了により収益が生じたので下記のとおり届け出ます。

記

1．補助事業の名称

2．収益の原因

3．収益の内訳

※別紙として、その収益金額等の内容のわかる書類を添付すること。

【本件の担当部署・担当者・連絡先】

（担当部署・担当者）

（電話及びメール）

様式第11

文書番号

令和　年　月　日

**補助金等支出明細書**

|  |  |
| --- | --- |
| 1．補助金等の名称 |  |
| 2．事業の目的及び内容 |
|  | 1. 目的
 |  |
| (2)具体的な内容 |  |
| 3．交付先の代表団体の名称 |  |
| 4．交付実績額 | 千円(A) |
| 5．補助金等における管理費 |
|  | (1)人件費 |  | 千円  |
| (2)諸謝金 |  | 千円  |
| (3)一般管理費 |  | 千円  |
| (4)その他の管理費 |
|  | 内容 | 金額 |
|  | 千円  |
|  | 千円  |
| 合計 | 千円  |
| 合計 | 千円  |
| 6．外部への支出 |
|  | (1)外部に委託されているものに関する支出 |
|  | 支出内容 | 支出先 | 金額 |
|  |  | 千円  |
|  |  | 千円  |
|  |  | 千円  |
|  |  | 千円  |
| 合計 | 千円(B) |
| (2)(1)以外の支出 |
|  | 支出内容 | 支出先 | 金額 |
|  |  | 千円  |
|  |  | 千円  |
|  |  | 千円  |
|  |  | 千円  |
|  |  | 合計 | 千円  |
| 7．その他 |
|  | 内容 | 金額 |
|  | 千円  |
|  | 千円  |
| 合計 | 千円  |
| 8．委託の割合 | %(B/A) |

　【本件の担当部署・担当者・連絡先】

（担当部署・担当者）

（電話及びメール）

別添

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第１　趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和３０年法律第１７９ 号。以下「適正化法」という。）第２２条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第２　承認の手続

１　申請手続の原則

適正化法第２条第３項に規定する代表団体等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に様式１２（交付要綱別紙）の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

（注１）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄： 補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

（注２）一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

（注３）承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

（注４）処分制限期間が１０年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が１０年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

第３　国庫納付に関する承認の基準

１　地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が１０年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該代表団体等に第４に定める額の納付を求めるものとする。

２　地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

① 包括承認事項のうち、(2)に掲げる災害等による取壊し等の場合

② 経過年数が１０年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

ア　転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合

イ　交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合

ウ　教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ　国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が１０年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該代表団体等に第４に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後１０年（残りの処分制限期間が１０年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けないで当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

３　担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

承認に際しては、代表団体等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第４　財産処分納付金の額

１　有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあっては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあっては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

２　上記１以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。